

奈良県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

一 道路の種類 一般国道

二 路線 名 二五号

三 道路の区域

区 間		区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
天理市福住町八五六三 番三先から 天理市福住町八五六九 番一先まで	前	三・四 ） 七・五	一一二・四		
	後	一一・九 ） 一八・三	一二二・四		

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和七年十月三十一日